

「第二次二本松市健康増進計画・食育推進計画・自殺対策計画」に関する

パブリック・コメント提出意見及び意見に対しての対応等について

No.	提出意見	意見に対しての対応等
1	<p>①P5(2)位置づけ 他計画との整合を図って策定するものというのですが、二本松市地域福祉計画、二本松市障がい者福祉計画、二本松市国民健康保健第三期特定健康診査等実施計画が示されなければ、整合性があるかどうか判断できないのではないかと。</p> <p>②P85②禁煙・分煙の促進とたばこの影響への理解促進 取り組み内容は「公共施設における適切な分煙を図り、受動喫煙防止に努めます。」ですが、参考事業は「公共施設の全面禁煙化の推進」です。現在、県内公共施設の6割弱は、分煙ではなく、敷地内禁煙であり、分煙では、時流に遅れている。また、取組は分煙で参考は全面禁煙であり、整合性が取れないのではないかと。</p> <p>③P103第2節計画の評価・進行管理 各項目で2027年度の目標値はあるようだが、年度毎などの指標(数値目標)がなければ、PDCAサイクルで見直すことができないのではないかと。それとも、年度毎などの指標は、別にあり、示されていないだけなのか。別にあるとすれば、計画の中にある程度示するのが普通ではないのか。</p> <p>④自殺対策計画 自殺対策計画といいながら、ほとんど内容がないように感じる。</p>	<p>左記の3計画については、本計画と同様に29年度内に策定が完了するため、お示しすることができませんが、庁内の関係各課と調整を図りながら、その他の計画を含め、整合性の確認をしています。</p> <p>「公共施設における適切な分煙を図り、受動喫煙防止に努めます。」を「公共施設における受動喫煙防止に努めるとともに、全面禁煙化について検討します。」に変更します。</p> <p>本計画は最終年度における目標値しか設定しておりませんが、一次計画と同様に、2022年度を目途に中間評価を行い、計画(目標値)の点検・見直しを行う予定です。 また、国や県の動向や社会情勢の変更等により、計画の変更が必要となった場合は、随時見直しを行います。</p> <p>一次計画より「こころの健康」に関する取り組み等の記載はありましたが、本計画より、自殺対策計画に位置付けをし、「生活困窮者自立支援事業との連携による精神的なサポートの実施」等の取り組みを追加しました。 また、国や県の自殺対策計画の策定状況等を確認し、不足している取り組み等がありましたら、検討の上、取り入れていきます。</p>